

議会基本条例素案に対するパブリックコメント（市民意見公募手続）等の意見と市議会の考え（対応）について

1 実施の概要

(1) 期間

- ・パブリックコメント 平成25年12月18日～平成26年1月17日
- ・「市民と議会の意見交換会」 平成25年11月16日、17日

(2) 応募者数等

- ・パブリックコメント 意見応募者数 5名 63件
- ・「市民と議会の意見交換会」での意見 93件
(参加者数 4会場 101名)

2 意見等に対する対応状況

- ・意見を反映 12件 (パブコメ 5件、意見交換会 7件)
- ・一部反映 7件 (4件、 3件)
- ・趣旨の一部を反映 12件 (3件、 9件)
- ・参考 83件 (32件、 51件)
- ・反映済み 11件 (6件、 5件)
- ・反映しない 31件 (13件、 18件)

3 意見等への対応

・パブリックコメントで寄せられたご意見等

0 = 前文 1～35 = 各条 36 = 条例全体 37 = その他

番号	条	ご意見等	市議会の考え方	対応
1	0前文	前文の1段目、「市政に反映することが求められている」の「主語」は何か。また、「何を」市政に反映することが求められているのかわからない。	主語は「議会」で、「市民の多様な意見」を市政に反映することが求められているという意味です。	参考
2	0前文	前文の2段目、「市民の負託にこたえる役割」で、負託にこたえるのは「役割」ではなく、「責務」ではないか。議会は二元代表制の下、・・・「最高意思決定機関及び合議制による議事機関」は同じ機関を指しているのでは。「議会」が主語で、目的語が「市民の生活向上と福祉の充実」であれば、動詞は「存在する」とか「その役割を果たさなければならない」とかになるのでは。	負託に応える「役割と責務」両方を担っているという趣旨です。 「最高意思決定機関及び合議制による議事機関」は、ご意見を参考に修正しました。 主語と述語の関係については、「役割と責務を担っている」ということで、議会の責任の大きさを自覚する表現としました。	一部反映

番号	条	ご意見等	市議会の考え方	対 応
3	0.前文	<p>前文の3段目、「国民主権の原理」は「原則」ではないでしょうか。「合議機関としての特性を十分生かし」とは、「どんな特性をどのように生かすのか」不明確。「市民への情報共有」は「市民との情報共有」ではないか。議会は市民の代表者である議員が参加して組織する機関であり、ここでいう「市民参加」とはどのようなことなのでしょう。「市民本位」とは具体的にどのようなことをいうのでしょうか。「積極的」とは何を基準に判断・判定するのか。また、この用語は必要か。</p>	<p>「国民主権」は憲法の根幹を成す理念であり原理として捉えました。「合議機関としての特性」は、複数の議員が話し合いにより物事を決めていくということを議会の機能として重視していくために用いています。「情報共有」につきましては、ご意見を参考に修正しました。市民参加とは、条例にある議会報告会や意見交換の場、第5条第3項の参考人制度等を用いての請願者の委員会出席などを指します。「市民本位」とは、市民の生活向上と福祉の充実を第一に考えるという趣旨です。「積極的」とは、政策立案や政策提言に向けての議会の決意を表しています。ご意見を参考に逐条解説で説明していきます。</p>	一部反映
4	0.前文	<p>前文の4段目、「議会は」・・・「条例を制定する」とあるが、目的語と述語が不明確で、色いろな「条例を制定する」に解釈できる。「自治基本条例の議会の責務」と2段目の「担っている責務」との関係はどうか。また、ここに「自治基本条例の議会の責務」の表現は唐突すぎませんか。文中、「議会」の用語が多数あるが、一般的に使う「議会」と「小平市議会」（以下「議会」という。）が混同の感があり、「小平市議会」の略は4段目にする方が良い。</p>	<p>4段目の目的語は「住民自治の実現を目指し」で述語は「この条例を制定する」となります。小平市には、自治の規範として制定された自治基本条例があります。そこに明記された議会の責務等に基づき取り組むことで、2段目の議会が担う大きな責務を果たしていけるものだと考え、前文に明記しました。小平市議会は、憲法とその下にある地方自治法により定義される一般的な議会が体现されたものであり、この条例で言う議会はすべて小平市議会と重ねられると考えます。</p>	反映しない
5	1.目的	<p>「二元代表制のもと」であれば「市民と市長及び議会の関係」とか、「議会活動の基本的原則」など、具体的に明示してほしい。また、「目的」だけであれば、「総則」ではなく「目的」で良いのでは。総則とすれば、「基本理念」や「議会の役割」を記述すべし。</p>	<p>「総則」は条例全体に及ぶものとして、第1章第1条にこの条例の目的を明記しました。また、基本理念は前文に、議会の役割は第2章に明記しました。</p>	反映しない
6	議会の役割と活動原則	<p>第2条第1項と第17条を整合すべし。「議会の役割」と「議会の活動原則」の区分が明確でない。分けて記述しては。</p>	<p>ご意見を参考に、第2条及び第17条を一部修正しました。役割と活動原則の区分については、第2条第1項で役割を明記し、第2項以下で活動原則を明記しました。</p>	一部反映

番号	条	ご意見等	市議会の考え方	対応
7	議会の役割と活動原則	第2条第2項の「開かれた議会」とか、「市民参加の促進」とはどういうことをいうのか分からない。「情報提供を積極的に行い」の文面と第3条の「市民に対し、情報提供を積極的に行い」との違いは何ですか。	「開かれた議会」とは公開性を高めていくことで、「市民参加の促進」とは議会報告会や参考人制度等の活用による請願者の委員会出席などの機会を増やすことだと考えています。情報提供については、第2条で議会全体として行うことを明記し、第3条では議員一人一人も積極的な情報提供を行っていくことを明記しました。	参考
8	議会の役割と活動原則	第2条第3項の「政策立案及び政策提言に関する機能」と第4項の「市政に反映させるための運営」とは具体的にどのようなことでしょうか。	「政策立案及び政策提言に関する機能」とは、議会として条例提案や市長への提言などを行っていくことです。「市政に反映させるための運営」とは、市民の多様な意見から地域課題を抽出し、議会として話し合い結論を導き出せるような議会運営であると考えます。	参考
9	議員活動の原則	第3条第2項の「議員活動が優先的な活動・・・」は「基本的な活動」では。議会活動と議員活動の違いは逐条解説で明らかにして頂きたい。また全員協議会はどちらに入るのでしょうか。	第3条第2項については、議会活動が優先的な活動であると考えます。ご意見を踏まえ、議会活動と議員活動については逐条解説で説明していきます。なお、全員協議会については、地方自治法の協議の場として位置付けたので議会活動になります。	参考
10	議員活動の原則	第3条第3項の「自己の能力を高める」とは、どのような能力なのですか。	市民意見を的確に把握し、調査・政策提案していくための知識をもち、わかりやすく情報提供していく能力であると考えます。	参考
11	会派	第4条、会派の「役割・働き」について明らかにする必要があるのでは。	会派は、請願を出すときなどに皆様が一人一人の議員に働きかけなくてもいいなど、議会運営において合理的な面があります。また、市民生活に関する調査などを行うときにも、会派の政務活動費を活用し効率的に活動することができます。	参考
12	市民参加及び市民との連携	第5条第1項の「全ての会議」とは、「第24条第4項」の会議や、運営委員会も該当するのでしょうか。これらが該当するのであれば、「本会議のほか」は不要。	第24条第4項の正副委員長協議会については、設置も含め今後具体的に検討していきます。議会運営委員会はすでに公開しています。「本会議のほか」につきましては、ご意見を参考に修正しました。	意見を反映

番号	条	ご意見等	市議会の考え方	対 応
13	5 市民参加及び市民との連携	第5条第2項の「専門的調査」は重要な課題の分析を行ったり、審査することが目的と考えるが、何のために活用するか「目的」を明確にすべし。	目的の趣旨はご意見のとおりです。	反映しない
14	5 市民参加及び市民との連携	第5条第4項の「市民との意見交換会の場」が「能力向上、提案の拡充」とあるが、この場を持ってこの目的が果たせるか疑問に思う。	これまで行っている議会報告会（市民と議会の意見交換会）のような場に加えて、将来的にはテーマ別の開催なども検討していきます。意見交換の場は、そこで終わるのではなく、抽出された地域課題を議会での議論を経て政策にしていくことで、条文の目的が果されると考えます。	参考
15	5 市民参加及び市民との連携	第3章 市民と議会との関係 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則として公開する。について、請願、陳情、意見書、議案 議決したモノだけではなく否決したモノに対しても全議員の賛否を小平市の市議会ホームページ上で公開して頂きたい。市民が選挙の際の参考にすべき重要なポイントになります。本会議や、委員会の議事録が公開されますが、よほど自分の興味をもった話題以外は見ません。まずは、最終的に賛成したのか、反対したのか？を市民に公開して下さい。	現在も議決した事件については、すべて会派ごとの賛否を市議会だよりに掲載しています（陳情は審査されていないので賛否はありません）。議員ごとの賛否の掲載については、実施に向けて検討していきます。	参考
16	7 議会広報の充実	第7条第1項の「議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する」と具体的で良いが、その後の「等」や「情報の提供」が抽象的で、分からない。	ご意見を参考に一部修正しました。	一部反映
17	7 議会広報の充実	第7条第2項の「多くの市民が・・・」の「多く」は不要です。	ご意見を参考に修正しました。	意見を反映

番号	条	ご意見等	市議会の考え方	対 応	
18	9	意見公募 手続	第9条の「基本的な政策等の策定」とは、具体的にどのようなことか、「条例」以外にあるのか。また、「意見公募手続」のやり方は別にあるのでしょうか（勉強不足です。）。	基本的には条例を想定していますが、今後具体的に検討していきます。意見公募手続（パブリック・コメント）以外の手法としては、議会報告会（意見交換会）開催による意見聴取を同等に扱っていくことなども考えています。	参考
19	9	意見公募 手続	意見公募手続の運用について、市民の意見を聞いて検討し、見直してほしい。	議会の意見公募手続については、今後実施要綱を作成する中で検討していきます。	参考
20	10	議員と市 長等との 議会審議 等	第10条の「緊張ある関係」とはどのような関係をいうのか分からない。	議会が執行機関の追認機関となるようなことなく、監視機能や政策立案・政策提言機能を発揮していく関係をいいます。	参考
21	11	文書によ る質問	第11条、議会開会中や議会閉会中の「規定」が無いが必要ないのか。	文書質問については、今後実施要綱を作成する中で詳細を検討し、提出時期について規定していきます。	参考
22	11	文書によ る質問	第11条第2項、「手続き」のほかに、文書としての記録の扱いはどうするのか明記する必要があるのでは。	文書質問は、議長を通じて市長等に提出し、市長等から答弁をもらうことになると考えます。ホームページでの公開や議事録への記載など、詳細につきましては今後実施要綱を作成する中で検討していきます。	参考
23	11	文書によ る質問	第4章 議会と行政との関係 文書による質問、及び、市長等からの回答、ともに小平市の市議会ホームページに公開してください。		

番号	条	ご意見等	市議会の考え方	対 応
24	13 災害時の 議会等の 対応	第13条に「市長と連携し、災害対策の整備に努める」とあるが、この条は大変重要なことであり、災害時も「議会」としていかに市民に奉仕するかを具体的に明記すべきと考える。例えば「議会で災害対策本部を設置する」とか「全員協議会を開催する」など。首長部局の判断の適否の判定が出来る機関が必要と考える。	条例案では、災害時の議会の対応として大枠を定めています。具体的なあり方については、今後の検討課題であると認識していますが、防災なら防災というテーマを持って、意見交換会を行っていくことなども考えられるのではないかと思います。	参考
25	13 災害時の 議会等の 対応	この条例素案を見るまで、災害時で大事なものは市長がトップになる防災対策本部だと思っていましたが、市民の代表で構成される市議会は、直接市民の声を反映でき、防災対策本部よりこまわりがきく組織ではないかと思うので、それと等しく重要な位置にあると考えるようになりました。しかし、第13条ではそのような記述になっていないので、不満です。「全員協議会を招集する」または「全員協議会を招集することができる」の文を入れたらどうでしょうか。		
26	14 法第96 条第2項 の議決事 件	第14条第2項、何を積極的に活用するのか全く分からない。	第14条第1号で長期総合計画基本構想の議決を明記し、第2号では、その他議決事件に加える計画等は別に条例をつくり決めていくとして、ご意見を参考に条文を修正しました。	意見を反映
27	14 法第96 条第2項 の議決事 件	第5章 議会の機能強化 議決事件に長期総合計画基本構想を入れるのは良いが、議決のときにはじめて議会が関与するのは遅い。長期総合計画基本構想の作成から議会がさらには、市民が関与できる仕組みを入れて下さい。都市計画マスタープランも必須の議決事項に加えて頂きたいです。	第15条において、行政計画について委員会で積極的に所管事務の調査に努めることを述べています。また、議決事件の長期総合計画基本構想の審査については、特別委員会を設置するなどの方法があり、策定経過でのかかわり方も検討していきます。都市計画マスタープラン全体構想については、第14条第2号で規定している別条例で議決事件としました。	反映済み
28	14 法第96 条第2項 の議決事 件	都市計画マスタープランも議決事項にしてほしい。都市計画マスタープラン作成段階から議会及び市民が関与できるようにしてほしい。	都市計画マスタープラン全体構想については、第14条第2号で規定している別条例で議決事件としました。なお過去の事例では、都市計画マスタープラン策定の際には、市が公募市民を募集しています。	反映済み

番号	条	ご意見等	市議会の考え方	対 応
29	15. 行政計画の報告と調査	第15条第2項の「所管事項の調査」と「行政計画」の関係が分からない。	様々な行政計画がしっかりとその計画にのっとって進められているのかどうかということ、それぞれ所管する常任委員会等での事務報告にとどまらずしっかりと調査・監視し、議会としての意見を述べ行政計画に反映していこうという趣旨です。	参考
30	16. 議決責任	第16条の「議決責任を深く認識」は、「議決責任を重く認識」ではないか。この条項では、「市民に対して『わかりやすく』説明」は要らないのか。	心に深くという思いから、「深く」にしています。第2条では、原則としての「分かりやすい説明」とし、第16条にもその趣旨は及んでくるものと考えます。	反映しない
31	17. 議会の機能強化	第17条第1項の「政策提言に関する機能」はどのような機能なのか、どのように強化するのか。	市議会は本来立法機関であり条例提案する機能をもっていますが、たとえば法務に関する専門知識や地域課題への調査など条例づくりや政策づくりのための準備段階の知見を整えることなどが考えられます。	参考
32	17. 議会の機能強化	第17条第2項は何のために活用するのか。議会の強化のために活用するのか。	多様な意見を踏まえた審議等を行うためです。具体的には法務に関する専門知識や地域課題への調査などになりますが、議会の機能を強化して市民生活の向上に帰することが目的です。	参考
33	19. 会期の運用	第19条第1項の「諮り」（はかり）の用語は、上から目線の表現であり、検討すべし。また難しい言葉です。	議会が議会運営委員会に諮問するという意味での「諮（はかり）」としています。諮るには「相談する」という意味もあります。	反映しない
34	19. 会期の運用	第19条第3項、議会の招集権は現行法規では市長のみだが、これを議長にも出来るようにすると「小平色」を出せる。	現在は、地方自治法の中で議会の招集権について規定されており、議長の臨時会の招集権は、議長等が臨時会の招集請求をしたにもかかわらず市長が招集しない場合に限られており、この条例で自治法の規定を超えて議長へ臨時会招集権を付与することはできません。市長の専決処分を最小限にとどめるような会期の運用に努めていきます。	参考

番号	条	ご意見等	市議会の考え方	対応
35	20	議長及び副議長 第20条第1項の「統理」を「総括」に。平易な言葉でお願いします。	ひとつにまとめ、おさめることの意味として「統理」としています。	反映しない
36	20	議長及び副議長 第20条第4項は「副議長は、議長を緊密に補佐し、」と副議長の任務を文頭にすべし。	ご意見を参考に修正しました。	意見を反映
37	21	議員間の自由討議 第6章 議員間の自由討議 とくに委員会で、議員同士が議論しないのが不思議だった。自由討議が可となったのは良かった。これに伴って、休憩中の議員同士の非公開の場における調整は行わないで頂きたいです。	議案や請願についての争点や論点について議員間討議により公開の場で明らかにし、決定の経過が見えるように努めていきます。賛否にあたり会派内の確認や調整が必要な場合もあり、休憩をとっての非公式な話し合いが必要な場合もあると考えますが、その場合は結果を公開の場で説明することで透明性を高めていきます。	参考
38	21	議員間の自由討議 第21条の議員間の自由討議について、「合意形成に向けた議員間の自由な討議」との記載がありますが、議員により立場やポリシーは異なるのは当然であるし、間接的でも国政につながることでなるとどうしても議論が平行線をたどりがち。議員には、そうした状況であっても、合意点を見つけて話し合っしてほしいし、そうした場面を傍聴したいと思っています。条例なので、あまり具体的な内容の記載はしにくいと思いますが、どのような場面で討議をするのが想像できるような、記載にしてほしいです。	議員同士の自由な討議を保障するために定めるものです。様々な考えや意見を持つ議員同士が活発な議論を行うことにより、市政の課題や問題点が明らかになる効果があると考えています。	反映済み
39	21	議員間の自由討議 傍聴していて、本会議や委員会で述べた意見と採決の時の判断との間に整合性のない場合が多く、驚いている。議員同士の自由な討議は画期的だ。それぞれの議員がどのような判断をしたのかを公開してほしい。党派によって見解を統一することにこだわらず、自由に実りある討論を展開されることを期待する。	自由討議によって合意点を見出し、委員会（議会）としての政策立案及び政策提言につなげていきます。詳細は今後実施要綱を作成する中で検討していきます。	反映済み

番号	条	ご意見等	市議会の考え方	対 応
40	21 議員間の自由討議	第21条第3項がどうしても必要なかわからなかった。	議員間の自由討議は、あくまで議員同士での話し合いをするものであり、論点や争点の整理は議員同士で行うことから、市長等の出席は資料等を求めるときなど必要最小限にとどめることとしています。	参考
41	22 政策立案及び政策提言	第22条の「条例の提案」を「条例の立案」にし、議会が積極的に関与する必要がある。	条例の案を立て、提出していくということで「条例の提案」としています。	反映しない
42	28 議員報酬	第28条第1項の「・・・明確な改正理由の説明を付して、」の句読点「、」は文書用務上不要です。	ご意見を参考に修正しました。	意見を反映
43	29 政務活動費	第29条第1項の「議員は」を「会派及び議員は」とし、会派としても同様に。	政務活動費については、会派に対し交付するものですが、その趣旨として議員の調査研究に資するための費用の一部であることから、第29条第1項における主語は「議員は」とし、第2項では主語を「会派及び議員」として、支出及び公開に関する事項を規定しています。	反映しない
44	29 政務活動費	第29条第2項の「積極的に公開」を「原則公開」とし、明確にする。	現在も情報公開請求があれば公開をしていますが、政務活動費の公開については、年間を通じた政務活動費の収支状況（収支報告書）を平成26年度からホームページに公開していく予定です。 今後も引き続き、公開の範囲などさらなる議論を踏まえ進めていかなければいけないことから、市議会の方針を示していくものとして「するものとする」と明記しました。 「原則公開」よりも強い意味で「積極的に公開」としています。	反映しない

番号	条	ご意見等	市議会の考え方	対 応
45	31	予算の確保 第31条の「必要な予算の確保に努める」では活動出来ないのでは。「確保する」とすべし。	予算の編成権は市長にありますが、議会がこの条例にのっとして活動していくためには様々な予算が必要になってくることから、その予算の確保に努めていく必要があります。現在も議会費の新年度予算計上に当たっては、市長に対し要望書を提出しています。 第31条では、議会がこの条例にのっとして活動していくためには、様々な予算が必要になってくることから、その予算の確保に努める必要性を明記しました。	反映しない
46	33	議会図書室 第10章 議会と議会事務局の体制 議会図書室なるものがあることを知らなかった。市民への公開について広報していただきたい。	地方自治法においては、議会は議員の調査研究に資するため図書室を設置し、一般にこれを利用させることができる旨を規定しています。しかし現在はスペースの問題とともに、公開できるだけの資料が整っていないことから一般の利用は行っておりません。そうした現状を踏まえまして、図書室の適正な管理・運営と機能の強化に努めていく必要があることから規定いたしました。	参考
47	34	他の条例等との関係 第34条「議会はこの条例が・・・条例であることを自覚し、・・・」とあるが、「議会」が「自覚する」表現は適切か。	議会としてこの条例の位置付けを自覚する必要があることから、主語を議会としています。	反映しない
48	35	条例の見直し 条例の見直しに際しては、市民が参加した「第三者機関を設置」する必要がある。第2項として「条例の見直しに際しては、市民を含む第三者機関を設置し、広く意見を求めてこれを参考にするものとする。」と規定してはどうか。	条例の検証、見直しにあたっては、まずは議会運営委員会で行っていきます。 現時点では第三者機関の活用は考えていませんが、議会報告会などで皆様からいただくご意見なども参考にしながら検証していきます。	反映しない
49	36	条例全体への考え方 すでに制定している他市の議会基本条例の複合的な条例を見る思いであり、特に前文には小平市議会がこれまで50年の長きにわたり築いてきた伝統や実績、果たしてきた役割について触れ、小平市としての特色・特徴を明示すべきではないでしょうか。	条例にはすでに小平市議会で行っているものも含め条文化しています。災害時の対応など特徴的なものも盛り込まれています。	参考

番号	条	ご意見等	市議会の考え方	対 応
50	条例全体 36への考え方	用字用語について、すでに制定されている条例・規則等と同じ意味で使用すること。例えば、「市民」と「市民等」の表現の違い。	本条例における「市民」は、在住している市民の意味と基本的に在勤・在学している市民等の意味を含んだ使い方をしていますが、ご意見を参考に一部修正しました。なお、「住民」「市民」の定義については、ご意見を参考に逐条解説で説明していきます。	趣旨の一部を 反映
51	条例全体 36への考え方	条文の「文意の軽重」をはっきりし示すこと。例えば、「用語を統一した」ということで「努めるものとする」という語句が28箇所使用されているが、それぞれの文意には軽重があり、語句を文意の軽重と同じように表現すべきで、前文に「決意」が述べられているから「よし」とするのは如何でしょうか。	素案の前段階では、多くの言い回しが「努めなければならない」としておりました。その後の意見や議論により、条文中は「努めるものとする」という言葉に置き換え、前文の3段落目で「積極的に行っていかなければならない」としました。基本的には理念として全体に及ぶものと考えます。	反映しない
52	条例全体 36への考え方	「〇〇等」、「など」について（39箇所ある）、具体的に分かっているものは明文化して後々問題化しなようにし、別に無いものは削除する。	「等」については、最低限必要な箇所のみ使用していますが、ご意見を参考に一部修正しました。なお、具体的に何を示すかは逐条解説で説明していきます。	趣旨の一部を 反映
53	条例全体 36への考え方	全般にわたり、「その」、「そのため」と多く修飾語として使われているが、これらの用語は何を意味・表現しているのか分からない。例えば、前文において「その持てる機能」の「その」、「そのために議会は」の「そのため」とは何を指しているのでしょうか。	前文について「その持てる機能」の「その」については、ご意見を反映して修正しました。「そのための」は、前述の議会の役割と機能を果たすためにという趣旨で使っています。全体を通して、修飾語・指示語を精査しました。	趣旨の一部を 反映
54	条例全体 36への考え方	難解な用語は使用しないで平易な表現に。例えば、第15条「各行政分野」、第20条「統理」（安い辞書に無い言葉）、第22条「政策水準」、第26条「品位」。	条文で使っている用語は、特別委員会の中で精査して趣旨に添うものを使っています。	参考
55	条例全体 36への考え方	逐条解説について（要望）、逐条解説は、市民と議員の認識・考え方を齊一にする手段であり、詳しく、平易な表現（法律用語など使わないで）で作成して頂きたい。	なるべく平易な表現を用いた逐条解説を作成する予定です。	参考

番号	条	ご意見等	市議会の考え方	対 応
56	36 条例全体への考え方	パブ・コメの反映状況が分かるように、事後公表して頂きたい。	いただいたご意見や質問については、一覧にして公表します。	参考
57	37 その他	今回の「小平市議会基本条例素案」は、住民自治の立場からも自治の立場や解釈の創意工夫が具体的に示されており条例の制定を期するところですが、議会として、以下の役割を期待いたします。 ①地域社会における多種多様な政策課題等を、議会・委員会の過程にのせること。 ②審議を通じてそれらの政策や争点に優先順位を与え住民に示すこと。 ③市長（議会・委員会）との緊張関係をたもちつつ小平市の公的な意思を形成すること。 ④執行機関による行政執行の適正さや有効性を評価し、監視・統制していくこと。	①については、第5条第4項で規定している政策提案の拡充のための市民との意見交換の場や、第6条の議会報告会などを活用しながら行っていきます。②については、第6章の議員間の自由討議、第7章の委員会の活動等を通して実現していきたいと考えています。③については、第3章市民と議会との関係にあるように、市民との連携を強め議員間の討議を深めることで議会としての意思形成に努めていきます。④については、第4章議会と行政との関係にあるように、議会や委員会における質問等により監視機能を強化していきます。いずれも条例成立後に実現に努めていきます。	反映済み
58	37 その他	第3章 市民と議会との関係 土曜日または日曜日に議会を開催していただきたい。サラリーマンは平日の傍聴は基本的に不可です。毎回とはいいませんが、定例議会の最終日などは土日開催していただきたいです。	現時点では議会の土日開催は検討していませんが、多様な市民が議会傍聴できることは重要だと考えます。現在行っている本会議のインターネット録画中継の周知に努めながら、今後の検討課題とさせていただきます。なお、議会報告会などは土日の開催を心がけていきます。	参考
59	37 その他	第7章 委員会の活動 第8章 議員の政治倫理 直接、条例素案とは関係しないことですが、委員会中の休憩時間に、安易な妥協をすることを避けるために、行政側の人間が、市議と接触しないようにして頂きたいです。議会と、行政の間の妥協のないモラルを高める一文を入れて頂きたいです。	第4章において議会と行政との関係を述べ、緊張ある関係の構築に努めるものとする明記しました。	反映済み

番号	条	ご意見等	市議会の考え方	対 応
60	37その他	議会基本条例が制定されることに賛成です。是非、11月に市議会主催で開催された、「議会基本条例素案についての市民と議会の意見交換会」での市民からの意見や希望もあわせて、議員全員で検討して、反映させるかどうか決めてください。	「議会基本条例についての市民と議会の意見交換会」でいただいた意見とあわせ、パブリック・コメントについて特別委員会の中で検討し議会として反映するかどうかを決めました。条例に反映できなかったものについても、今後の議会運営の参考にさせていただきます。また、逐条解説作成の際の参考にもいたします。	参考
61	37その他	パブリックコメントについては、「ただ市民に聞いただけの」な位置づけで終わらせているような印象があります。市長が以前議場で「パブリックコメントは反対意見ばかりだから」といった答弁をされていましたが、反対でも賛成でも市民の意見をよく聞いてほしいです。今回の素案についての意見募集は市議会なので違うとは思いますが、たとえ数が多くても少なくてもすべて公表すべきです。また、議員全員で検討し、寄せられた意見をどう扱ったかも公表してください。	パブリック・コメントについては、「議会基本条例についての市民と議会の意見交換会」でいただいた意見とあわせ、特別委員会の中で十分に検討し条例に反映できるものは反映し、検討結果を公表します。また、意見交換会での質疑内容と感想も会場ごとの報告をホームページに掲載します。	参考
62	37その他	傍聴者にも配布資料を閲覧させてほしい。	現在も、本会議、委員会ともに配布資料は閲覧できるようになっています。	参考
63	37その他	インターネット中継はどの機種でも見られる形式にしてほしい。資料も公開してほしい。	インターネット中継は、複数の機種で見られるように対応しているところではありますが、今後もインターネット環境の変化等を踏まえながら、適切に対応していきます。資料のホームページでの公開については、今後検討していきます。	参考